



税理士 山本 善通 氏

Question

改正電子帳簿保存法

当組合は、共同購買事業を主事業とする事業協同組合ですが、会計に関しては、従来より複式簿記による仕訳帳や総勘定元帳等を作成し、書面出力により行っています。

このたび電子帳簿保存法が改正されました。令和4年より電子取引を行ったとき、書面による保存のみの場合、青色申告の承認が取り消されますか？

Answer

【改正電子帳簿保存法の主旨と概要】

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。

電子帳簿保存法とは、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

（電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類に区分されています。  
①電子帳簿等保存 ②スキャナ保存 ③電子取引 ですが、詳細については省略します。）

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

〈青色申告の承認取消について〉

結論から言えば、直ちに青色申告の承認が取り消されることはないと考えられます。

御質問の内容については、国税庁が令和3年7月に公表した「電子帳簿保存法一問一答の問42」に掲載された次の質問

『電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、法第7条の規定により保存義務が課されていることから、その電磁的記録を保存する必要があります。そして、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について要件を満たさず保存している場合や、その電磁的記録の保存に代えて書面出力を行っていた場合には、保存すべき電磁的記録の保存がなかったものとして、青色申告の承認の取消の対象となり得ますので注意してください。』

上記により懸念されたと思いますが、『その申告内容の適正性については、税務調査において納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。』としています。

その後に追加の問答集が公表され、次の内容が明らかにされました。

『従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。』とされております。

※上記、令和4年1月1日施行については、2年の猶予期間が設けられる予定ですので留意してください。  
（令和3年12月6日現在）